

ふじトピア指定通所介護利用契約書

_____（以下「契約者」という。）と社会福祉法人風会（以下「事業者」という。）は、契約者がふじトピア通所介護事業所（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される通所介護サービス（以下「指定居宅サービス」という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する指定居宅サービスの内容、利用期間、利用日、費用等の事項は別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から6ヶ月間とします。契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に6ヶ月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 2 契約満了日の2日前までに契約者から事業者に対して文書により契約終了の申出がない場合には、契約は更新されたものとし、以後も同様とします。

第3条（個別の居宅サービスに係る介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の個別の居宅サービスに係る介護計画（通所介護計画を指す。）を作成するものとし、以後も同様とします。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとし、以後も同様とします。
- 3 事業者は、通所介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとし、以後も同様とします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは

契約者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更するものとします。

5 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、通所介護サービスにおける介護保険給付サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び、機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスを提供するものとします。

2 前項の他、事業者は介護保険給付対象外のサービスとして、通所介護サービスにおいて、重要事項説明書に定めるサービスを提供するものとします。

3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して現に通所介護サービスを実施する期間をいいます。

第7条（運営規定の遵守）

1 事業者は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

2 本契約における運営規定については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者とともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。

3 契約者は前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができません。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第8条 (サービス利用料金の支払い)

1 契約者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割～3割）を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）

2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

3 前項の他、契約者は通所介護サービスにおいて、利用期間中の滞在費及び食費と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）、実施地域以外の地域の居宅における送迎サービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。

4 お支払方法

1ヶ月ごとに計算し、ご請求します。以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（サービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 自動引落とし（引落とし日：初回は翌々月18日、2回目以降は翌月18日）

ご指定の金融機関（郵便局、農協を含む）より手数料無料にて利用料の引落としが可能です。

イ. 現金での支払い（支払期限翌月20日・事務窓口まで）

ウ. 下記指定口座への振込み（支払い期限翌月20日）

・ しずおか焼津信用金庫 いかるみ支店 普通預金 0140274

ふじトピア通所介護事業所 施設長 増田啓介

第9条 (利用日の中止・変更・追加)

1 契約者は、サービス利用開始前において、それぞれのサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者は利用開始日又は利用期日の前日までに事業者に出すものとします。

2 契約者が利用開始日又は利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加申し出に対して、満

員により、契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

第10条（利用料金の変更）

- 1 第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第8条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して随時、説明をした上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第11条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、契約者に対する指定居宅サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 6 事業者は、サービス提供時において、契約者の体調・健康状態からみた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第12条（守秘義務等）

- 1 事業者及び、サービス従事者又は従業員は、指定居宅サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に拘らず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書で得たうえで、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

第13条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第14条（契約者の禁止行為）

契約者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 1 決められた場所以外での喫煙
- 2 サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- 3 その他決められた以外の物の持ち込み

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第15条（損害賠償責任）

1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第16条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 2 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 3 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 4 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第17条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

1 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第六章 契約の終了

第18条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- ① 契約者が死亡した場合

- ② 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所が閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 第 19 条から第 21 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 19 条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。第 7 条第 3 項、第 10 条第 3 項により本契約を解約する場合
- 3 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することが出来ます。
 - ① 契約者が入院した場合
 - ② 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第 20 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定居宅サービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくはサービス従事者が第 12 条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 21 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- 2 契約者による、第 8 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ケ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 22 条（契約の解約又は解除された場合における関連条項の失効）

第 19 条から第 21 条により本契約の解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとします。

第 23 条（清算）

第 18 条第 1 項第 2 号から第 6 号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第 13 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に清算するものとします。

第七章 その他

第 24 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 25 条（契約当事者の変更）

契約者は、契約有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、又は契約者の家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します。

第 26 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法、その他法令に定めるところに従い契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者住所 〒426-0204
藤枝市時ヶ谷417番地の2

事業者名 ふじトピア 指定通所介護事業所

代表者氏名 施設長 増田啓介 印

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

上記代理人(代理人を選任した場合)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

立会人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場になって事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

ふじトピア通所介護利用契約に伴う重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 <small>おおとりみい</small> 鳳会 |
| (2) 法人所在地 | 静岡県藤枝市時ヶ谷417番地の2 |
| (3) 電話番号 | 054-638-5252 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 増田光春 |
| (5) 設立年月 | 平成12年1月26日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 通所介護事業所
静岡県2275300206号
※当事業所は介護老人福祉施設ふじトピアに併設されています。
- (2) 目的及び運営方針
ご利用者に対し、心身の状況に応じて、その人らしい人間性を尊重し、住み慣れた地域でその状態に応じて自立した生活を営むことができるよう、支援、援助するとともに、その家族の介護負担の軽減を図ります。また、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療または福祉サービスを提供とする者と密接な連携を図ります。
- (3) 事業所の名称 ふじトピア通所介護事業所 平成13年3月 1日指定
施設の所在地 〒426-0204 静岡県藤枝市時ヶ谷417番地の2
電話番号 054-638-5252
- (4) 法人が行っている他の業務
当法人では、次の事業もあわせて実施しています。
- ☆ 介護老人福祉施設 ふじトピア 定員70名
平成13年2月13日指定 静岡県2275300172号
 - ☆ ふじトピア 居宅介護支援事業所
平成13年3月 1日指定 静岡県2275300214号
 - ☆ ふじトピア 短期入所生活介護事業所 定員20名
平成13年2月13日指定 静岡県2275300181号
 - ☆ ふじトピア 訪問介護事業所
平成13年3月 1日指定 静岡県2275300198号
(旧介護予防訪問介護相当サービス)

平成30年4月 1日指定 静岡県2275300198号

☆ ふじトピア 通所介護事業所 定員35名

(旧介護予防通所介護相当サービス)

平成30年4月 1日指定 静岡県2275300206号

☆ ふじトピア 認知症対応型通所介護事業所 定員12名

平成18年4月 1日指定 静岡県2275300206号

☆ ふじトピア 緩和基準通所型事業所 定員15名

平成30年4月 1日指定 静岡県2275300206号

☆ ふじトピア 認知症対応型共同生活介護事業所

平成18年11月1日指定 藤枝市2295300046号

☆ 藤枝市地域包括支援センター ふじトピア

平成18年4月1日指定 藤枝市2205300060号

☆ ふじトピア 障害福祉サービス事業所

平成18年10月1日指定 静岡県2215300100号

(5) 通常の事業の実施地域 藤枝市(それ以外の地域は要相談)

(6) 営業日及び営業時間

営業日	月曜から土曜日までとする。但し、12月29日から1月3日までを除く。
受付時間	月～土 8時15分～17時15分
サービス提供時間帯	月～土 9時20分～16時30分

(7) 利用定員

通所介護 35人(旧介護予防通所介護相当サービス含む)

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービス及び通所介護サービス・訪問介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況及び勤務体制>

職種	常勤	非常勤	勤務体制
管理者	1(兼務)		8:15～17:15
生活相談員	1		8:15～17:15
看護職員	1(兼務)		8:15～17:15
介護職員	5以上		8:15～17:15
機能訓練指導員	2(兼務1)		8:15～17:15
管理栄養士	1(兼務)		8:15～17:15

☆ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

令和2年4月1日現在

4. 事業所から提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスと利用料金には

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

居宅サービス計画書に位置づけられたサービス内容について通所介護計画書などを作成しサービス提供を行います。

保険の給付対象となるサービス (契約書第4条参照)

(1) サービスの概要

入浴

- ・ 入浴又は清拭を行います。
- ・ 一般浴槽の他、特別な浴槽にて入浴することができます。

(2) サービス利用料金 (一回あたり) (契約書第10条参照)

市から交付される「介護保険負担割合証」に、利用者負担割合が記載されていますので、ご確認下さい。

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額 (自己負担金) をお支払ください。

(サービスの利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。)

【1 割負担】

1. ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
2. サービス利用料金	7,219 円	8,527 円	9,876 円	11,214 円	12,604 円
3. うち介護保険から 給付される金額	6,497 円	7,674 円	8,888 円	10,098 円	11,343 円
4. サービス利用に係る 自己負担額 (2-3)	722 円	853 円	988 円	1,122 円	1,261 円

【2 割負担】

1. ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
2. サービス利用料金	7,219 円	8,527 円	9,876 円	11,214 円	12,604 円
3. うち介護保険から 給付される金額	5,575 円	6,821 円	7,900 円	8,971 円	10,083 円
4. サービス利用に係る 自己負担額 (2-3)	1,444 円	1,706 円	1,976 円	2,243 円	2,521 円

【3 割負担】

1. ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
2. サービス利用料金	7,219 円	8,527 円	9,876 円	11,214 円	12,604 円
3. うち介護保険から 給付される金額	5,053 円	5,968 円	6,913 円	7,849 円	8,822 円
4. サービス利用に係る 自己負担額 (2-3)	2,166 円	2,559 円	2,963 円	3,363 円	3,782 円

・上記表の料金は基本報酬に下記の◎印の数値を乗じた金額となります。

- ◎介護職員処遇改善加算 I 5.9%
- ◎介護職員等特定処遇改善加算 1.2%
- ◎介護職員等ベースアップ等支援加算 通所介護 1.1%
- ◎地域別単価 (藤枝市 7 級地) 10.14 単位

◎印の加算につきましては令和 6 年 6 月より介護職員等処遇改善加算へ一本化されます。

加算率 9.2%

※対象者の方

- ※サービス提供強化体制加算 II 18 単位/日
- ※個別機能訓練加算 (I ロ) 76 単位/日
- ※個別機能訓練加算 (II) 20 単位/月
- ※口腔・栄養スクリーニング加算 I 20 単位/回 (6 ヶ月毎)
- ※入浴介助加算 I 40 単位/日
- ※口腔機能向上加算 II 160 単位/回 (月 2 回限度)
- ※栄養改善加算 200 単位/回 (月 2 回限度)
- ※科学的介護推進体制加算 40 単位/月

・※が付いた加算は担当されている介護支援専門員が作成する居宅サービス計画等に位置付けられたときに算定する加算となります。

☆1 ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下端数処理の関係で差異を生じる場合があります。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第 5 条、第 10 条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

- ①通常の事業実施地域は、次の通りとします。 藤枝市

通常の事業実施地域 (藤枝市) 以外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用

される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

実施地域を超えた地点から、片道 10km未満500円 10km以上1000円

②食事 当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮し食事を提供します。

（食事時間） 昼食 12：00 おやつ 15：00

○食事代710円が自己負担額になります。（おやつ代110円が含まれます）

③サービス費が区分限度額を超えた部分については、単位数の10割のご負担となります。

④施設の紙パンツ類使用時は、実費となります。

⑤指定通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかわる費用で、ご意向を確認の上、利用者が負担することが適当と認められる費用をご負担いただきます。費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることにします。☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合事前に変更の内容と、変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

5. 利用料金のお支払方法

1ヶ月ごとに計算し、ご請求します。以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（サービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 自動引き落とし(引き落とし日:初回は翌々月18日、2回目以降は翌月18日)

イ. 現金での支払い(支払期限翌月20日・事務窓口まで)

ウ. 振込み しずおか焼津信用金庫 いかるみ支店 普通預金 0140274

ふじトピア通所介護事業所 施設長 増田啓介

利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の自己負担相当額

○ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の状況により 契約者の希望する曜日にサービスの提供ができない場合、他の利用曜日又は日時を契約者に提示して協議します。

6. 緊急時の対応

介護サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医や関係機関と連絡を取り、すみやかに対応します。

①主治医

医療機関の名称	
所在地	
診療科	

②協力医療機関

医療機関の名称	藤枝市立総合病院
所在地	藤枝市駿河台4丁目1番11号
診療科	内科 他

7. 非常災害対策

非常時の対応	ふじトピア防災対策規定に基づき対応する
近隣との協力関係	近隣自主防災組織と連絡をはかり進めている
平常時の防災訓練等	通報訓練・避難訓練・消火訓練
防災設備	消火栓・消火器・スプリンクラー
消防計画	消防署への届出：平成20年8月1日 防災管理者：下田 一正 内容：火災・地震その他の災害について 防災計画

8. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。事業者は、万一の事故の発生に備えて、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の賠償責任保険に加入しております。

9. 苦情の受付について (契約書第24条参照)

当法人における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。尚、当法人では「第三者委員」を設置し、お客様からの苦情を適切に対応する体制を整えております。

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(1) 各事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 担当

通所介護事業所 吉村直樹 Tel 054-638-5257

○ 受付時間 毎週月曜日～土曜日

午前9:00～午後4:30

(日曜日・12月29日～1月3日までを除く)

(2) 法人における苦情

○ 苦情受付窓口

ふじトピア地域包括支援センター

センター長 内村 宣子

Tel 054-638-5252 Fax 054-638-5255

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日

午前9:00～午後4:30

祝祭日、12月29日～1月3日までを除く

(3) 行政機関その他苦情受付機関

地域包括ケア推進課 地域支援係	所在地 〒426-0026 藤枝市岡出山1丁目11番地1号 電話番号 054-643-3225 FAX 054-643-3506 メール chiikicare@city.fujieda.lg.jp 受付時間 午前8:30～午後5:15
国民健康保険 団体連合会	所在地 〒420-0823 静岡市葵区春日2丁目4番34号 電話番号 054-253-5590 受付時間 午前8:30～午後5:00
静岡県福祉サービス 適正化運営委員会	所在地 〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 電話番号 054-653-0840

尚、藤枝市では、介護苦情救済委員会（介護オンブズパーソン）を設置して公平で中立な立場で苦情への対応をしています。

10. 第三者評価の実施について 無

1 1. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

1 2. 衛生管理等に関する事項

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとします

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための獅子を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 3. 業務継続計画の策定等に関する事項

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 4. ハラスメント防止に関する事項

事業所は、適切な指定通所介護事業所の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

令和 年 月 日

指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。
ふじトピア 指定通所介護事業所

説明者職種 _____

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始並びに私個人情報の収集と使用について、サービス計画書の作成及びサービス実施に必要な範囲内で行われることに同意しました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人または立会人等

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

ふじトピア通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人鳳会が開設するふじトピア指定通所介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護の状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ふじトピア通所介護事業所
- (2) 所在地 藤枝市時ヶ谷4 1 7番地2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

- (3) 看護職員 1名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

- (4) 介護職員 5名以上

介護職員は、通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練

等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日程及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時20分から午後4時30分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は35名とする。(旧介護予防通所介護相当サービス事業と合算)

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

(4) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎用車両への昇降及び移動の介助を行う。

(5) 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

(6) 食事サービス

(7) 相談、助言等に関すること。

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(通所介護計画の作成等)

第8条 指定通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。

2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(指定通所介護の利用料)

第9条 本事業所が提供する指定通所介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。

送迎距離が通常の事業の実施地域を越えた地点から片道概ね10キロメートル
未滿1回につき 500円

送迎距離が通常の事業の実施地域を越えた地点から片道概ね10キロメートル
以上1回につき 1,000円

なお、有料道路を使用した場合は、その実費を徴収する。

- (2) 食事代 食事1回分につき 710円 (うちおやつ110円)

- (3) おむつ代 実費

- (4) 前各号に掲げるものの他、指定通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが相当と認められる費用。 実費

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

藤枝市

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者に対し適切な指定通所介護を提供するために、食堂、介護ホール等の事業所内の各設備には、利用に際しての注意事項を掲示する。

(苦情処理)

第12条 提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第14条 指定通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないよう、指針を整備し、定期的な委員会の開催、並びに研修及び訓練を実施等必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第15条 事業所は、指定通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなけ

ればならない。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画を策定するとともに、利用者等の避難、救出訓練の実施等、万全の対策を期することとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、定期的な研修の実施等必要な措置を講じるものとする。

(事業継続計画の策定)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、介護サービスの継続的に実施、早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的実施するなどの措置を講じるものとする。

(ハラスメント対策)

第19条 事業所は、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業所の責任を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組むものとする。

(その他の運営についての重要事項)

第20条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。

3 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。

4 この規程に定める事項その他、運営に関する重要事項は社会福祉法人鳳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年2月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

ふじトピア旧介護予防通所介護相当サービス利用契約書

様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人鳳会（以下「事業者」という。）は、事業者が提供する旧介護予防通所介護相当サービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、以下のとおりとします。

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2 上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

（個別サービス計画の作成及び変更）

第3条 事業者は、必要に応じて利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の介護予防サービス計画書または介護予防マネジメントケアプラン（以下「介護予防ケアプラン」という。）の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。個別サービス計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者へ説明して同意を得、交付します。

2 事業者は、計画実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者へ説明の上、交付します。

（個別サービス内容及びその変更）

第4条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、重要事項説明書のとおりです。

2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が介護予防ケアプランの範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

3 事業者は、利用者が介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、速やかに地域包括支援センターに連絡するなど必要な援助を行います。

4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービス内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

(利用料等の支払い)

第5条 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、重要事項説明書の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。

2 利用料の請求や支払方法は、重要事項説明書のとおりです。

3 利用者が、重要事項説明書に記載の期日までにサービス利用の中止を申し入れなかった場合、利用者は事業者へキャンセル料を支払うものとします。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

(利用料の変更)

第6条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に参加することができない場合には、本契約を解約することができます。

(利用料の滞納)

第7条 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、1ヶ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。

2 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の地域包括支援センター及び藤枝市と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

(利用者の解約権)

第8条 利用者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。

(1) 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしめない場合

(2) 事業者が、第12条に定める守秘義務に違反した場合

(3) 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者の解約権)

第9条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により2週間以上の予告期

間をもって、この契約を解約することができます。

- (1) 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
 - (2) 利用者が事業者の通常の事業の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合
- 2 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当の地域包括支援センター及び必要に応じて藤枝市に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

(契約の終了)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- (1) 第2条第2項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- (2) 第8条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- (3) 第6条もしくは第8条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
- (4) 第7条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合
- (5) 第9条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- (6) 利用者が介護保険施設へ入所した場合
- (7) 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合
- (8) 利用者の要介護状態区分が自立又は要介護となった場合
- (9) 利用者が死亡した場合

(損害賠償)

第11条 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。

2 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。

3 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

(守秘義務)

第12条 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
- 3 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、介護保険法第23条に基づくもののほか、利用者の介護予防ケアプラン立案のためのサービス担当者会議並びに地域包括支援センター及び介護予防サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとしします。

(苦情処理)

- 第13条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、重要事項説明書に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
 - 3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録の作成及び保存)

- 第14条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します。
- 2 利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとしします。
 - 3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとしします。

(契約外条項)

- 第15条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

以上のとおり、旧介護予防通所介護相当サービスの利用契約を締結します。

上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有します。

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名 印

上記代理人(代理人を選任した場合)

住所
氏名 印

立会人 住所
氏名 印

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場になって事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

事業者 社会福祉法人 鳳会

所在地 静岡県藤枝市時ヶ谷417番地2

サービス事業者 ふじトピア通所介護事業所

代表者氏名 施設長 増田 啓介 印

ふじトピア旧介護予防通所介護相当サービス利用契約に伴う重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して旧介護予防通所介護相当サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、要介護認定の結果「要支援1」「要支援2」と認定された方及び事業対象者の方が対象となります。

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 <small>おおとりかい</small> 風会 |
| (2) 法人所在地 | 静岡県藤枝市時ヶ谷417番地の2 |
| (3) 電話番号 | 054-638-5252 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 増田光春 |
| (5) 設立年月 | 平成12年1月26日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 旧介護予防通所介護相当サービス
- (2) 目的及び運営方針
ご利用者に対し、心身の状況に応じて、その人らしい人間性を尊重し、住み慣れた地域でその状態に応じて自立した生活を営むことができるよう、支援、援助するとともに、その家族の介護負担の軽減を図ります。また、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療または福祉サービスを提供とする者と密接な連携を図ります。
- (3) 事業所の名称 ふじトピア 通所介護事業所
施設の所在地 〒426-0204 静岡県藤枝市時ヶ谷417番地2
電話番号 054-638-5257
- (4) 法人が行っている他の業務
当法人では、次の事業もあわせて実施しています。
- ☆ 介護老人福祉施設 ふじトピア 定員70名
平成13年2月13日指定 静岡県2275300172号
 - ☆ ふじトピア 居宅介護支援事業所
平成13年3月1日指定 静岡県2275300214号
 - ☆ ふじトピア 短期入所生活介護事業所 定員20名
平成13年2月13日指定 静岡県2275300181号

- ☆ ふじトピア 訪問介護事業所
平成13年3月 1日指定 静岡県2275300198号
(旧介護予防訪問介護相当サービス)
- 平成30年4月 1日指定 静岡県2275300198号
- ☆ ふじトピア 通所介護事業所 定員35名
平成13年3月 1日指定 静岡県2275300206号
(旧介護予防通所介護相当サービス)
- ☆ ふじトピア 認知症対応型通所介護事業所 定員12名
平成18年4月 1日指定 静岡県2275300206号
- ☆ ふじトピア 緩和基準通所通所型事業所 定員15名
平成30年4月 1日指定 静岡県2275300206号
- ☆ ふじトピア 認知症対応型共同生活介護事業所
平成18年11月1日指定 藤枝市2295300046号
- ☆ 藤枝市地域包括支援センター ふじトピア
平成18年4月1日指定 藤枝市2205300060号
- ☆ ふじトピア 障害福祉サービス事業所
平成18年10月1日指定 静岡県2215300100号

(5) 通常の事業の実施地域 藤枝市 (それ以外の地域は要相談)

(6) 営業日及び営業時間

	予防通所介護
営業日	月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
受付時間	月～土 8時15分～17時15分
サービス提供時間帯	月～土 9時20分～16時30分

(7) 利用定員 35人 (通所介護含む)

3. 職員の配置状況

<主な職員の配置状況及び勤務体制>

令和2年4月1日現在

職種	常勤	勤務体制
管理者	1名 (兼務)	8:15～17:15
生活相談員	1名以上	8:15～17:15
看護職員	1名以上	8:15～17:15
介護職員	5名以上	8:15～17:15
機能訓練指導員	1名以上	8:15～17:15
管理栄養士	1名 (常勤)	8:15～17:15

4. 事業所から提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスと利用料金には

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

保険の給付対象となるサービス

- (1) 介護予防サービス支援計画に位置付けられたサービス内容について通所介護計画書等を作成しサービス提供を行います。
- (2) 市から交付される「介護保険負担割合証」に、利用者負担割合が記載されていますので、ご確認下さい。

サービス利用料金 【1割負担】 (※1単位あたり10.14円で計算しています)

区分	単位数	利用者負担
要支援1	1798	1974円
要支援2	3621	3973円

【2割負担】

区分	単位数	利用者負担
要支援1	1798	3647円
要支援2	3621	7946円

【3割負担】

区分	単位数	利用者負担
要支援1	1798	5920円
要支援2	3621	11919円

・上記表の料金は基本報酬に下記の◎印の数値を乗じた金額となります。

- ◎介護職員処遇改善加算Ⅰ 5.9%
- ◎介護職員等特定処遇改善加算 1.2%
- ◎地域別単価(藤枝市7級地) 10.14単位
- ◎介護職員等ベースアップ等支援加算 総合事業 1.1%

◎印の加算につきましては令和6年6月より介護職員等処遇改善加算へ一本化されます。
加算率 9.2%

下記の加算は対象者の方のみ

- ※サービス提供強化体制加算Ⅱ 要支援1 72単位/月 要支援2 144単位/月
- ※口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ 20単位/回 (6ヶ月毎)
- ※科学的介護推進体制加算 40単位/月
- ◆口腔機能向上加算Ⅱ 160単位/回 (月2回限度)
- ◆栄養改善加算 200単位/回 (月2回限度)
- ◆一体的サービス提供加算(栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施する場合) 480単位/月

※印または◆印が付いた加算は担当されている介護支援専門員が作成する居宅サービス計画等に位置付けられたときに算定する加算となります。

- ・上記の額は1ヶ月単位での利用者負担となります。
- ・利用回数は要支援1の方及び事業対象者の方が週1回まで、要支援2の方が週2回までとなります。

保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

- ①通常の事業実施地域は、次の通りとします。 藤枝市
通常の事業実施地域（藤枝市）以外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。
実施地域を超えた地点から、片道 10km未満500円 10km以上1000円
- ②食事 当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮し食事を提供します。
（食事時間） 昼食 12：00 おやつ 15：00
○食事代710円（おやつ代110円含む）をご負担いただきます。
- ③ 介護保険を使わずにサービスをご利用した場合サービス費として
1日3000円をご負担いただきます。
- ④おむつ代 実費相当額をご負担いただきます。
- ⑤日常生活においても通常必要となるものにかかわる費用で、ご意向を確認の上、利用者が負担することが適当と認められる費用をご負担いただきます。費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることにします。
- ☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合事前に変更の内容と、変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

5. 利用料金のお支払方法

1ヶ月ごとに計算し、ご請求します。以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（サービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- | |
|--|
| ア. 自動引き落とし(引き落とし日:初回は翌々月18日、2回目以降は翌月18日) |
| イ. 現金での支払い(支払期限翌月20日・事務窓口まで) |
| ウ. 振込み しずおか焼津信用金庫 いかるみ支店 普通預金 0140274
ふじトピア通所介護事業所 施設長 増田啓介 |

利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者申し出て下さい。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の状況により 契約者の希望する曜日にサービスの提供ができない場合、他の利用曜日又は日時を契約者に提示して協議します。

6. 緊急時の対応

介護サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、主治医や関係機関と連絡を取り、すみやかに対応します。

①主治医

医療機関の名称	
所在地	
診療科	

②協力医療機関

医療機関の名称	藤枝市立総合病院
所在地	藤枝市駿河台4丁目1番11号
診療科	内科 他

7. 非常災害対策

非常時の対応	ふじトピア防災対策規定に基づき対応する
近隣との協力関係	近隣自主防災組織と連絡をはかり進めている
平常時の防災訓練等	通報訓練・避難訓練・消火訓練
防災設備	消火栓・消火器・スプリンクラー
消防計画	消防署への届出：平成20年8月1日 防災管理者：下田 一正 内容：火災・地震その他の災害について 防災計画

8. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じ

る場合があります。事業者は、万一の事故の発生に備えて、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の賠償責任保険に加入しております。

9. 苦情の受付について (契約書第13条参照)

当法人における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。尚、当法人では「第三者委員」を設置し、お客様からの苦情を適切に対応する体制を整えております。

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(1) 各事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

旧介護予防通所介護相当サービス 吉村直樹 Tel 054-638-5257

○ 受付時間 毎週月曜日～土曜日

午前9：00～午後4：30

(日曜日、12月29日～1月3日までを除く)

(2) 法人における苦情

○ 苦情受付窓口

ふじトピア地域包括支援センター

センター長 内村 宣子

Tel 054-638-5252 Fax 054-638-5255

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日

午前9：00～午後4：30

(祝祭日、12月29日～1月3日までを除く)

(3) 行政機関その他苦情受付機関

地域包括ケア推進課 地域支援係	所在地 〒426-0026 藤枝市岡出山1丁目11番地1号 電話番号 054-643-3225 FAX 054-643-3506 メール chiikicare@city.fujieda.lg.jp 受付時間 午前8：30～午後5：15
国民健康保険 団体連合会	所在地 〒420-0823 静岡市葵区春日2丁目4番34号 電話番号 054-253-5590 受付時間 午前8：30～午後5：00
静岡県福祉サービス 適正化運営委員会	所在地 〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 電話番号 054-653-0840

尚、藤枝市では、介護苦情救済委員会（介護オンブズパーソン）を設置して公平で中立な立場で苦情への対応をしています。

1 1. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

1 2. 衛生管理等に関する事項

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとします

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための獅子を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 3. 業務継続計画の策定等に関する事項

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 4. ハラスメント防止に関する事項

事業所は、適切な指定通所介護事業所の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

令和 年 月 日

旧介護予防通所介護相当サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ふじトピア 通所介護事業所

説明者職種 _____

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、旧介護予防通所介護相当サービスの提供開始並びに私個人情報の収集と使用について、サービス計画書の作成及びサービス実施に必要な範囲内で行われることに同意しました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人又は立会人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場になって事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

ふじトピア旧介護予防通所介護相当サービス事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人鳳会が開設するふじトピア通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う旧介護予防通所介護相当サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援の状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、在宅の要支援者に対し、通所により、その介護予防を目的として、利用者お心身の状況に応じて一人ひとりの人間性を尊重し、その状態に応じた自立した生活を営めるように援助する。

2 事業の実施に当たっては、関係市長村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業者の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ふじトピア通所介護事業所
- (2) 所在地 藤枝市時ヶ谷4 1 7番地2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

- (3) 看護職員 1名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

- (4) 介護職員 5名以上

介護職員は、通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練

等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日程及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
 - (3) サービス提供時間 午前9時20分から午後4時30分までとする。
- (旧介護予防通所介護相当サービスの利用定員)

第6条 事業所の利用定員は35名とする。(指定通所介護と合算)

(旧介護予防通所介護相当サービスの内容)

第7条 指定介護予防通所介護の内容は次のとおりとする。

(1) 介護サービス

移動や排泄の介助、見守り等を行い、清潔で快適な生活が送れるよう、介護予防計画の基
づき援助を行う。

(2) 健康チェック

(3) リハビリ

運動器機能向上訓練等により、利用者の身体機能の維持向上を図り、安定した援助、助言
を行う。

(4) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を
行う。また、必要に応じて送迎用車両への昇降及び移動の介助を行う。

(5) 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

(6) 食事サービス

(7) 相談、助言等に関すること。

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(旧介護予防通所介護相当サービス計画の作成等)

第8条 旧介護予防通所介護相当サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希
望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所
介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その
内容に沿った通所介護計画を作成する。

- 2 旧介護予防通所介護相当サービス計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、
当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、旧介護予防通所介護相当サービス計画に基づいて各種サービスを提供す
るとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(旧介護予防通所介護相当サービスの利用料)

第9条 本事業所が提供する通所介護の利用料は、藤枝市が定める基準によるものとする。

但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。

送迎距離が通常の事業の実施地域を越えた地点から片道概ね10キロメートル未満

1回につき 500円

送迎距離が通常の事業の実施地域を越えた地点から片道概ね10キロメートル以上

1回につき 1,000円

なお、有料道路を使用した場合は、その実費を徴収する。

- (2) 食事代 食事1回分につき 710円 (うちおやつ110円)

- (3) おむつ代 実費

- (4) 前各号に掲げるものの他、通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが相当と認められる費用。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

藤枝市

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者に対し適切な旧介護予防通所介護相当サービスを提供するために、食堂、介護ホール等の事業所内の各設備には、利用に際しての注意事項を掲示する。

(苦情処理)

第12条 提供した旧介護予防通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する旧介護予防通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第14条 旧介護予防通所介護相当サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないよう、指針を整備し、定期的な委員会の開催、並びに研修及び訓練を実施等必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第15条 事業所は、旧介護予防通所介護相当サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画を策定するとともに、利用者等の避難、救出訓練の実施等、万全の対策を期することとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、定期的な研修の実施等必要な措置を講じるものとする。

(事業継続計画の策定)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、介護サービスの継続的に実施、早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的実施するなどの措置を講じるものとする。

(ハラスメント対策)

第19条 事業所は、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業所の責任を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組むものとする。

(その他の運営についての重要事項)

第20条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。
- 3 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
- 4 この規程に定める事項その他、運営に関する重要事項は社会福祉法人鳳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。